

令和 3 年第 2 回安城市議会定例会請願文書表

令和3年6月4日

番	号	請 願 第 1 2 号	受理年月日	令和3年4月1日
件	名	安城市議会は法令を遵守し、請願について誠実に対処し、説明責任を果たすことを求める請願		
提	出	者	森 三 長 他1名	
紹	介	議 員	白 山 松 美	
付	託	委 員 会	議会運営委員会	
要 旨	請願の趣旨			
	請願は国民の権利として憲法第16条に記されている。			
	また、請願法第5条において『請願の誠実な処理義務』が示され、さらに、本市の自治基本条例第10条2項と第24条2項、3項、議会基本条例第3条5項等で『議会の説明責任』が明記されている。しかし、安城市議会は請願を真摯に受け止めず、誠実に対処していないと言える。昨年から今年にかけて提出された多くの請願の中からその事例を列記すれば、			
	1 請願で示した疑問、質問事項に答えない。			
	2 委員会における不採択理由が、請願で求めた法的、論理的な説明になっていない。			
	3 委員会付託を省略した。			
	4 請願の多くを反対討論もなく否決した。			
	以上1～4は法令を遵守しておらず、請願者である住民に対して、あまりに不誠実であり、説明責任を果たしているとは言えない。特に否決する場合は明確な根拠が必要である。			
	さらに昨年、安城市議会は、請願者等が説明責任を明記した自治基本条例の廃止を求めた請願を否決し、議会が自ら作った議会基本条例にも説明責任を明記しながら、そのような条例すら守ろうとしない。			
	昨年まで、市の最高規範、市の憲法とした自治基本条例で、市民参加を市民に要請しておきながら、議会や議員に少しでも都合が悪い請願は市民参加の対象外、及び請願者をうっとうしい存在と言わんばかりの対応をしてきたと言っても過言ではない。これらはいったいどういうことか！？法令や社会的規範などより、議員が思うこと及び考えることが正義であり、議会運営は議員都合で行えば良いということか？			
法令遵守が不徹底で、公序良俗に反した不誠実な安城市議会の在り様は、本市の納税者及び有権者である住民として到底看過・容認できるものではない。				
もし、法令遵守ができない、市民参加を敬遠し真摯に向き合わない、及び住民への説明責任が十分に果たせないのならば、議員を辞していただきたい。				
請願事項				
安城市議会は法令を遵守すること。そして、憲法で認められた国民の権利である請願を、法律に従い誠実に調査、研究及び審議し、市民参加を尊重すると共に、請願の内容に沿って忠実に各種条例に定めた説明責任を果たすことを求めます。				